○農林水産省告示第千五百七十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和八年十月二十日

農林水産大臣　武部　新

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

「次のよう」の部分

都道府県名	北海道	
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	１　類	17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 （農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」という。）第５条第１項の規定に基づき同法第３条第１項第２号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第２条第４項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」という。）が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 25,360円　22,820円　20,290円　17,750円　17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 うち免税対象農業者に係るもの 25,890円　23,300円　20,710円　18,120円　17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円　）	北海道の区域
	２　類	37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円	北海道の区域
	３　類	70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円	北海道の区域
	４　類	59,480円　53,530円　47,580円　41,640円　35,690円	北海道の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 （対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係る春植えばれいしょにあっては、 うち課税対象農業者に係るもの 25,360円　22,820円　20,290円　17,750円　17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 うち免税対象農業者に係るもの 25,890円　23,300円　20,710円　18,120円　17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円　） 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 59,480円　53,530円　47,580円　41,640円　35,690円	北海道の区域
スイートコーン	１　類	36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円	北海道の区域
	２　類	167,980円　151,180円　134,380円　117,590円　100,790円	北海道の区域
	３　類	食品加工用であるスイートコーン 36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 167,980円　151,180円　134,380円　117,590円　100,790円	北海道の区域
かぼちゃ		118,580円　106,720円　94,860円　83,010円　71,150円	北海道の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。
２．この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
３．この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、担い手経営安定法第３条第５項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け同法第３条第１項第２号の交付金が交付されるものをいう。
４．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

都道府県名	宮城県		
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	２　類	47,000円　42,300円　37,600円　32,900円　28,200円	宮城県の区域
	４　類	86,000円　77,400円　68,800円　60,200円　51,600円	宮城県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 47,000円　42,300円　37,600円　32,900円　28,200円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 86,000円　77,400円　68,800円　60,200円　51,600円	宮城県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円　2,360円　2,100円　1,830円　1,570円	宮城県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円　2,620円　2,360円　2,100円　1,830円	宮城県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円　3,010円　2,620円　2,360円　2,100円	宮城県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

１．この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については１キログラム当たりとする。

都道府県名	山形県						
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	山形県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	山形県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	山形県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	福島県		
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	２　類	52,830円　47,550円　42,260円　36,980円　31,700円	福島県の区域
	４　類	78,320円　70,490円　62,660円　54,820円　46,990円	福島県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 52,830円　47,550円　42,260円　36,980円　31,700円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 78,320円　70,490円　62,660円　54,820円　46,990円	福島県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円　2,360円　2,100円　1,830円　1,570円	福島県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円　2,620円　2,360円　2,100円　1,830円	福島県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円　3,010円　2,620円　2,360円　2,100円	福島県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

１．この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については１キログラム当たりとする。

都道府県名	茨城県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
スイートコーン	２　類	192,700円　173,430円　154,160円　134,890円　115,620円	茨城県の区域
	３　類	食品加工用であるスイートコーン 36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 192,700円　173,430円　154,160円　134,890円　115,620円	茨城県の区域
かぼちゃ		225,670円　203,100円　180,540円　157,970円　135,400円	茨城県の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

都道府県名	栃木県						
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	栃木県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	栃木県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	栃木県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	群馬県						
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	群馬県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	群馬県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	群馬県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	埼玉県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
スイートコーン	２　類	266,850円　240,170円　213,480円　186,800円　160,110円	埼玉県の区域
	３　類	食品加工用であるスイートコーン 36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 266,850円　240,170円　213,480円　186,800円　160,110円	埼玉県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円　2,360円　2,100円　1,830円　1,570円	埼玉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円　2,620円　2,360円　2,100円　1,830円	埼玉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円　3,010円　2,620円　2,360円　2,100円	埼玉県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

１．この表においてスイートコーンに係る「区分」とは法第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、スイートコーンについては1,000キログラム当たり、蚕繭については１キログラム当たりとする。

都道府県名	千葉県						
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	千葉県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	千葉県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	千葉県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	東京都		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	１　類	17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円	東京都の区域
	２　類	37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円	東京都の区域
	３　類	70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円	東京都の区域
	４　類	59,480円　53,530円　47,580円　41,640円　35,690円	東京都の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 59,480円　53,530円　47,580円　41,640円　35,690円	東京都の区域
スイートコーン	１　類	36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円	東京都の区域
	２　類	167,980円　151,180円　134,380円　117,590円　100,790円	東京都の区域
	３　類	食品加工用であるスイートコーン 36,390円　32,750円　29,110円　25,470円　21,830円 食品加工用以外の用途であるスイートコーン 167,980円　151,180円　134,380円　117,590円　100,790円	東京都の区域
かぼちゃ		118,580円　106,720円　94,860円　83,010円　71,150円	東京都の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

都道府県名	長野県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	３　類	70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円	長野県の区域
	４　類	114,030円　102,630円　91,220円　79,820円　68,420円	長野県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 114,030円　102,630円　91,220円　79,820円　68,420円	長野県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円　2,360円　2,100円　1,830円　1,570円	長野県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円　2,620円　2,360円　2,100円　1,830円	長野県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円　3,010円　2,620円　2,360円　2,100円	長野県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

１．この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については１キログラム当たりとする。

都道府県名	岐阜県						
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	岐阜県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	岐阜県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	岐阜県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	愛媛県						
共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲					左に掲げる金額が適用となる地域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	1,570円	愛媛県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	1,830円	愛媛県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円	3,010円	2,620円	2,360円	2,100円	愛媛県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：この表において「単位当たり」とは、１キログラム当たりとする。

都道府県名	長崎県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	３　類	201,190円　181,070円　160,950円　140,830円　120,710円	長崎県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 201,190円　181,070円　160,950円　140,830円　120,710円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 133,580円　120,220円　106,860円　93,510円　80,150円	長崎県の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

都道府県名	熊本県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	３　類	77,790円　70,010円　62,230円　54,450円　46,670円	熊本県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 37,140円　33,430円　29,710円　26,000円　22,280円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 77,790円　70,010円　62,230円　54,450円　46,670円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 59,480円　53,530円　47,580円　41,640円　35,690円	熊本県の区域
蚕繭	別記の第一区分に掲げる者	2,620円　2,360円　2,100円　1,830円　1,570円	熊本県の区域
	別記の第二区分に掲げる者	3,010円　2,620円　2,360円　2,100円　1,830円	熊本県の区域
	別記の第三区分に掲げる者	3,400円　3,010円　2,620円　2,360円　2,100円	熊本県の区域

別記：

第一区分　農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分ごとの掃立てに係る収繭量（同項第１号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が30パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考：

１．この表においてばれいしょに係る「区分」とは法第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、蚕繭については１キログラム当たりとする。

都道府県名	宮崎県						
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲					左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	２　類	61,740円	55,570円	49,390円	43,220円	37,040円	宮崎県の区域
スイートコーン	２　類	333,780円	300,400円	267,020円	233,650円	200,270円	宮崎県の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。

都道府県名	鹿児島県		
共済目的の種類	区分	単　位　当　た　り　共　済　金　額　の　範　囲	左に掲げる金額が適用となる地域
ばれいしょ	２　類	62,700円　56,430円　50,160円　43,890円　37,620円	鹿児島県の区域
	４　類	190,830円　171,750円　152,660円　133,580円　114,500円	鹿児島県の区域
	９　類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ 17,510円　15,760円　14,010円　12,260円　10,510円 春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ 62,700円　56,430円　50,160円　43,890円　37,620円 春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ 70,630円　63,570円　56,500円　49,440円　42,380円 春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ 190,830円　171,750円　152,660円　133,580円　114,500円	鹿児島県の区域

備考：

１．この表において「区分」とは農業保険法（昭和22年法律第185号）第153条第１項の農林水産大臣が定める区分をいう。

２．この表において「単位当たり」とは、1,000キログラム当たりとする。